

武蔵野市立男女平等推進センター企画運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市立男女平等推進センター（以下「センター」という。）の運営に関して、地域から広く意見を求め、武蔵野市の男女平等の推進に関する事業（以下「事業」という。）を推進するため、武蔵野市立男女平等推進センター企画運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、協議及び検討を行う。

- (1) 事業に係る学習講座、講演会等の企画及び運営に関する事項
- (2) 男女共同参画週間に係る事業の企画及び運営に関する事項
- (3) 女性に対する暴力をなくす運動に係る事業の企画及び運営に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員10人以内をもって構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 武蔵野市男女平等推進関係団体が推薦する者
- (2) 公募による市民
- (3) センターの嘱託職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会が必要と認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、市民部市民活動推進課男女平等推進センターに置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。